

石巻市建設工事等競争入札参加心得

平成17年 4 月 1 日告示第189号

改正

平成17年 8 月26日告示第449号
平成18年 3 月27日告示第76号
平成18年 9 月19日告示第293号
平成19年 3 月30日告示第129号
平成20年 4 月22日告示第127号
平成21年 6 月 1 日告示第152号
平成21年 9 月 1 日告示第225号
平成22年 4 月15日告示第107号
平成23年10月31日告示第267号
平成24年 3 月16日告示第56号
平成25年12月 6 日告示第365号
平成26年 3 月26日告示第83号
平成27年10月22日告示第384号
平成27年11月12日告示第404号
平成28年 4 月22日告示第187号
平成29年 4 月24日告示第181号
平成31年 4 月24日告示第210号
令和 4 年 3 月28日告示第119号
令和 5 年 3 月31日告示第137号
令和 5 年 9 月19日告示第360号

石巻市建設工事等競争入札参加心得

(趣旨)

第1条 本市が発注する建設工事並びにこれに係る調査、設計及び測量の業務（以下「建設工事等」という。）の制限付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「入札者」という。）は、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）、石巻市建設工事等執行規則（平成17年石巻市規則第200号。以下「執行規則」という。）その他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加の失格)

第2条 執行規則第4条の規定に基づき、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、失格として、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札者等が、入札期日（郵送により入札書を提出する場合においては開札日とする。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は

- 未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）。
- (2) 入札期日において、入札者が執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において令第167条の6第1項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。
 - (3) 入札期日において、入札者が一般競争入札の入札参加資格又は指名競争入札の指名を取り消されたとき。
 - (4) 入札期日において、入札者が本市から指名停止又は指名回避を受けている期間中であるとき。
 - (5) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき（更生計画認可の決定があったときを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき（再生計画認可の決定が確定したときを除く。）。
 - (6) 入札期日において、銀行取引停止となったとき。
 - (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
 - (8) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
 - (9) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
 - (10) 入札者等が、競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。
 - (11) 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
 - (12) 入札者等が、公正な価格を害し、不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
 - (13) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
 - (14) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
 - ア 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - イ 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。
- (入札保証金)

第3条 入札者等は、入札公告等で指定された日時までに、その見積入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、契約保証金を納付する契約にあってはその納付後、契約保証金を免除する契約にあっては契約締結後に落札者に還付し、落札者以外の者には落札決定後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は本市に帰

属する。

(設計図書等の取扱い等)

第4条 入札者等は、この心得、配布された仕様書及び図面又は閲覧に供した仕様書及び図面、契約書案、添付書類等（以下これらを「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、指名通知、設計図書等（以下「入札公告等」という。）に定めるところにより質問をすることができる。

3 入札者等は、入札公告等により指定された場所で設計図書等を有料で複写することができる。

(入札等)

第5条 代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札者からの委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。

2 入札書は、入札者が記名しなければならない。代理人が入札書を提出する場合にあっては、代理人は、当該入札書にその者の氏名を記載しなければならない。

3 提出する入札者の記載事項の訂正は、訂正印の押印によることとする。ただし、入札金額の訂正並びに既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

4 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 郵送による入札書の提出の場合は、いかなる事由があっても、提出期限を過ぎて提出された入札書は受理しない。

6 入札者等は、入札公告等により、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

7 前項の工事費内訳書は、返戻しない。

(入札参加者の選定)

第6条 執行規則第4条の規定に基づき、入札参加資格確認通知又は指名通知を受けた入札に参加する資格のある者のうち、入札に参加できる者又は郵送による入札にあっては開札する入札書を入札執行前に選定することがある。

(入札の辞退)

第7条 入札者等は、入札書提出前に限り、次の各号のいずれかの方法によりいつでも入札を辞退することができるものとする。

(1) 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届（別記様式）を入札執行者に直接提出し、又は郵送若しくは電子メール若しくはファクシミリ（入札日の前日までの到達に限る。）によるものとする。

(2) 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。

2 1回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

3 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取

扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第8条 入札者等は、独禁法等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはならない。

2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札者等は、指名の状況、入札参加意思等の適正な入札の執行に支障があるおそれのある情報について、入札前に組織的に情報交換してはならない。

（入札の延期等）

第9条 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないおそれがあるとき、若しくはあったとき、又は設計図書、入札参加条件、予定価格等に錯誤があったと認められるときその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

（開札）

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いのもとに行うものとする。ただし、郵送により入札書を提出する場合にあっては、入札公告等を示すとおり開札する。

2 入札を行った者がやむを得ず立ち会えないときは、当該入札事務を直接担当していない本市職員の立会いの下に行うものとする。

（入札の無効等）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 第2条に規定する競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。

（2） 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。

（3） 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。

ア 入札者等の記名及び訂正印を欠く入札

イ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

エ 工事名等の錯誤がある入札

オ 郵送による入札書の提出において、指定した期日に工事費内訳書の提出がない入札

カ 郵送による入札書の提出において、入札書と当該入札書を同封した封筒に記載された工事名が異なる入札

キ 郵送による入札書の提出において、入札書と異なる工事の工事費内訳書が提出された入札

ク 郵送による入札書の提出において、入札公告等に指定された提出先と異なる

ところに提出された入札

(4) 郵送による入札書の提出において、入札書を二重封筒の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入れて提出すべきところを、直接外封筒に入れて提出したとき。

(5) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ってした入札

2 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札期日以降落札決定までに第2条に規定する競争入札に参加する資格を有しなくなったときは、入札参加資格がない者のした入札とみなす。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、最低制限価格を設ける基準は、別表による。

3 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、必要な書類を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

4 落札となるべき同価格の入札をした入札者等が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

5 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務を直接担当していない本市職員がくじを引くものとする。

(再度入札)

第13条 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

3 入札及び再度入札において落札者がいないときは、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合せは行わない。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約規則第25条の規定に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第15条 工事執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約)

第16条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から7日以内に入札執行者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）。

(2) 執行規則第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において令第167条の6第1項の規定により工事執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。

(3) 本市から指名停止又は指名回避を受けたとき。

(配置技術者の届出)

第17条 入札者等又は落札者は、入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合は、当該条件に適合する配置技術者の氏名、所持する資格等を別に定める配置技術者届出書により入札公告等の指示に従い、提出しなければならない。

2 前項の届出書には、配置技術者の資格を証する免許証、資格者証の写しその他の書類を添付しなければならない。

3 入札者等又は落札者が、入札公告等の指示に従い配置技術者届出書を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

4 届出のあった配置技術者の資格が入札公告等で示した条件に適合しないときは、当該届出書を提出した入札参加者のした入札は無効とする。

5 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、執行規則第7条第1項に規定する契約（以下「契約」という。）を締結したときは、建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところにより適正に技術者を配置しなければならない。

(損害賠償の予定)

第17条の2 契約を締結した後において、当該契約の相手方（以下「請負者」という。）は、その契約が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、市長の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、次項第1号から第3号までのうち処分、判決その他の措置の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負者に対し、独禁法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

- (2) 請負者に対し、独禁法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、請負者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、判決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。
- 3 請負者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、市長は、第1項の規定による損害賠償金について、請負者の代表者であつた者又は構成員であつた者に請求をすることができる。この場合において、請負者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して損害賠償金を市長に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定による損害賠償金は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げない。同項の規定により請負者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 5 市長は、第1項に規定する損害賠償金の支払いに代え、当該損害賠償金の額に相当する額を支払代金から控除することができる。

（仮契約）

第18条 請負契約予定金額が1億5,000万円以上の場合は、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）の規定により、本市議会の議決を得てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

（下請負の制限）

- 第19条 請負者は、請負工事に関し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 請負者は、請負工事に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 請負者は、落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事、特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額のおおむね3割に満たない場合については、この限りでない。
 - 4 請負者は、請負者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負してはならない（他の者が請負者の受注工事の入札参加者であるときは、前項の規定によるものとする。）。ただし、請負者が直接的に施工できない工事、特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額のおおむね5割に満たない場合については、この限りでない。

（異議の申立て）

第20条 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、指名通知、設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(随意契約)

第21条 本市が発注する建設工事等において、随意契約により契約を締結する際の相手方の心得については、この心得の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、建設工事指名競争入札参加心得（平成11年雄勝町訓令第13号）及び北上町建設工事指名競争入札参加心得（昭和63年北上町訓令第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年8月26日告示第449号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年8月26日から施行する。

(石巻市建設工事競争入札参加心得の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の石巻市建設工事競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は指名の通知をした工事の入札から適用し、同日前に公告又は指名の通知をした工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月27日告示第76号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月19日告示第293号）

この告示は、平成18年9月19日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第129号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月22日告示第127号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適

用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、
なお従前の例による。

附 則（平成21年 6 月 1 日告示第152号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 9 月 1 日告示第225号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

（石巻市建設工事競争入札参加心得の改正に伴う経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 4 月15日告示第107号）

この告示は、平成22年 4 月16日から施行する。

附 則（平成23年10月31日告示第267号）

この告示は、平成23年10月31日から施行する。

附 則（平成24年 3 月16日告示第56号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年 3 月16日から施行し、この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、平成24年 3 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事競争入札参加心得の規定は、この告示の適用の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月 6 日告示第365号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年12月 6 日から施行し、この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、平成25年12月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の適用の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について

適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、
なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月26日告示第83号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月22日告示第384号）

この告示は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（平成27年11月12日告示第404号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 4 月22日告示第187号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 4 月24日告示第181号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 4 月24日告示第210号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日告示第119号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第137号抄）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日告示第360号抄）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条による改正後の石巻市建設工事等競争入札参加心得の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

最低制限価格の設定基準

本市が発注する建設工事等の入札に伴い最低制限価格を設定する場合は、以下のとおりとする。

1 建設工事

A（最低制限価格）

= 直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68

(ただし、 $A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10$)

2 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務

建設工事に係る調査、設計及び測量の業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

①測量業務に係る契約について

A (最低制限価格) = 1 + 2 + 3 + 4 (ただし、予定価格×8.2/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10) ②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約について A (最低制限価格) = 1 + 2 + 3 + 4 (ただし、予定価格×8/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10) ③地質調査業務に係る契約について A (最低制限価格) = 1 + 2 + 3 + 4 (ただし、予定価格×8.5/10 ≥ A ≥ 予定価格×2/3) ※業種区分及び 1 2 3 4 については、下記表を参照

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

別記様式（第 7 条関係）

入札辞退届

工事番号

工事名

上記について	入札参加資格の確認 指名	を受けましたが、都合により入札を辞退し ます。
--------	-----------------	----------------------------

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

石巻市長

（あて）